

出張報告書

令和 6年 3月 14日

市議会議長 様

会 派 名 にじの会

代表者氏名 殿本 マリ子

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的 人権について学ぶ、冤罪について学ぶ
- 2 出 張 先 大阪弁護士会
- 3 出張期間 令和 6年 2月 10日
- 4 出張者氏名 高比良 正明
- 5 てん末報告 別紙のとおり

1. おおさか人権フェスタ

大阪弁護士会人権化が主催する恒例行事で、人権について学び、交流ができるイベントで、これまで何回も来場している。

NPO、民間の人権団体、大阪弁護士会の委員会などが活動を紹介しているブースでは、旧知の松田真紀弁護士（憲法問題特別委員会、刑事弁護委員会等所属）が法廷内の手錠腰縄問題について考える「体験」を行っており、「高比良さんは経験者やもんねえ」と軽口を言い合いながらも、勾引されている被告人が、公判において二人の警察官に連れられて入廷してから、腰縄と手錠を外される“儀式”について、違法な人権侵害であると紹介されていた。

これは刑事収容施設法78条1項（旧監獄法19条1項）で、「刑務官は、被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 1 逃走すること。
- 2 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 3 刑事施設の設備、器物その他の物を損壊すること。」

とある規定が検討すべき対象であることに異論はない。

しかし、これらの規定の解釈適用に関する判例としては、「法廷内で開廷後は訴訟指揮権あるいは法廷警察権と拘置所等の被勾留者確保責任の関係は併存する」と判旨した1970年2月20日大阪高裁判決があり、

①「衆議院附帯決議1項・参議院附帯決議2項前段」

未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。

②【参議院附帯決議11項】

拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃亡等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠をしないことについて検討すること

のほか、刑事訴訟法287条1項に定める「公判廷における身体不拘束の原則」、憲法31条で保障され、世界人権宣言や国際人権条約でも認められている刑事裁判の原則、「無罪推定の権利」に反している。

「マンデラ・ルール 規則47条2項」

拘束具は、…以下の状況においてのみ使用される。

(a)被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。

(b)被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設長の命令によって。

「同 規則48条1項」

…拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a)…より制限的でない制御形態では効果がない場合…。

(b)…必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態…。

(c)…必要な時間のみに用いられ、かつ、…危険がもはや存在しなくなった後には、できる限り速やかに取り外されなければならない。

(一般的意見)

【自由権規約 一般的意見32 パラグラフ30】

…被告人は通常、審理の間に手錠をされたり檻に入れられたり、それ以外にも、危険な犯罪者であることを示唆するかたちで出廷させられたりしてはならない。

これは何より、被告人等が「両親・友人・職場の方々など大切な方々に、手錠腰縄を見られたくない」「こんな姿を見られたら、委縮して裁判官に言いたいこと言えなくなる」といった気持ちに寄り添うもので、既に裁判員裁判では、一般国民の裁判員に配慮して、手錠腰縄を施さずに入廷する運用がなされているもの。

被告人は傍聴者や検察官などが入廷する一般通路の廊下から入廷するのではない。

その反対側の被告人の特別な通路から入るのだから、入廷直前に手錠・腰縄を外したり、入口に衝立をし、そこで外しても何ら問題がないはずである。

この現状に関して、2014年、大阪では、裁判官が拘置所職員に対する解錠指示を行うまで被勾留被告人を手錠腰縄姿のまま法廷内におくことにつき（閉廷時も同じ）、被勾留被告人から厳しい抗議の行動が起こされた。

弁護人の説明によれば、裁判官に手錠腰縄姿を見られるのを拒否したいとの主張から、被告人は出廷拒否。

弁護人が、裁判長に善処方を申し入れたにもかかわらず、裁判長は、法廷警察権

の観点から裁判官の目に触れない措置をとらなかったため弁護も出頭拒否。

裁判長は、弁護人に対し出頭在廷命令を出すも、これに応じない弁護人に対し、過料を命じるという大変衝撃的な事件があった。この事件は、大きく報道された。

また、刑事法制委員会意見書は、法廷における手錠腰縄問題を考えるうえで、重要と思われる次の二つの判例を指摘している。

① 1995年1月30日大阪地裁判決。

「護送中に手錠腰縄姿を公衆にさらすことは被告人の自尊心を著しく傷つけ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を与える」、としてそのような護送行為は被告人の人格権に対する違法な加害行為と断じ、この判断は最高裁でも維持されている。

② 2005年11月30日最高裁第1小法廷判決。

法廷での手錠腰縄姿の被告人のイラスト画を掲載した写真週刊誌に対する損害賠償請求を認容した判決で、「受忍限度を超え、人格的利益を損なう」とされた。

これらの判決から、裁判官が開廷宣言する前であるからと言って、裁判所のなかで、訴訟関係者や傍聴人がいる前で、どのような法令によっても、誰の命令であっても、被告人の手錠腰縄姿がさらされることを容認すべきいわれがないことと考えるべきであろう（裁判官に先入観を持たさぬ意味でも）。

欧州ではもちろん、韓国でも法廷の隣の待機室で手錠などは外されることから、日本がいかに後進国かよくわかる。

他には、性的マイノリティ、外国人、被差別部落、戦争、公益通報者保護法の改正、内部通報制度など、多様な問題に対する取り組みが学べる企画が沢山ある中、今回は映画を見た。

私が見た「プリズン・サークル」以外にも、外国人学校に対する官製ヘイトや技能実習生、難民、入管の問題など、日本における外国人差別の実態に迫ったドキュメンタリー「ワタシタチハニンゲンダ!」、明治・昭和にかけて活躍した詩人・小説家の島崎藤村が1906年に発表した同名小説で、被差別部落出身であることを隠して生きてきた主人公の教師が同じ出目の活動家との出会いや士族出身の娘との恋愛を経て、理不尽な差別の現実と人間の尊厳の間で葛藤する姿を描く「破戒」、死刑制度を考える動画が上映されていて、今回見た作品以外の2作品も全編で見られていな

いので、見直したかった。

刑務所の中で受刑者たちが輪になって、自分の犯した罪や幼少期の辛い体験について真剣に語りあっている。お互いの言葉を尊重して耳を傾けあい、ときには感極まって涙ぐむ――。そんな日本の刑務所では極めて異例の光景を映し出すドキュメンタリー映画「プリズン・サークル」が1月25日、公開された。そこには、対話を重ねながら自分自身の苦い過去と向きあおうとする若者たちの姿があった。

「プリズン・サークル」は、島根県浜田市に2008年に開設された新しいタイプの刑務所である、島根あさひ社会復帰促進センターでの2年間を坂上香監督が描いている2019年のドキュメンタリー映画。

坂上監督と言えば、2004年に米国の刑務所における粗暴犯の更生プログラムを初の自主制作映画とした「Lifers ライファーズ 終身刑を超えて」が有名で、本作もその延長にあるものと言っていいだろう（米刑務所は理想的環境でないことは、過密状態、基本的な設備の不足、医療へのアクセスの制限、伝染病など、日本の刑務所よりもリスクは高いことでもわかる）。

受刑者は語ることが無理と先入感を持っていた監督にとって、驚きが撮影意欲を掻き立てたのかもしれない。

島根あさひは、官と民が協働して運営するPFI刑務所の一つ。

他のPFI刑務所は、矯正施設及び研修施設（八王子市の八王子医療刑務所・八王子少年鑑別所・東京婦人補導院、府中市の関東医療少年院・矯正研修所・国連アジア極東犯罪防止研修所、中野区の矯正研修所東京支所、千代田区の公安調査庁研修所、相模原市中央区の神奈川医療少年院）を移転集約した施設の総称としての国際法務総合センター、静岡刑務所、介護、美容など民間事業者のノウハウを利用した職業訓練等を行っている笠松女子刑務所、精神疾患や知的障がいなどを有する受刑者を対象に、職業訓練として農作業を行っており、実際に農作物を栽培させることで農業技術を習得させたり、心身の健康を培わせるなどして、再犯防止につなげている播磨社会復帰促進センター、全受刑者を対象としたSDGs教育プログラムや循環型農業を行っており、一部女子受刑者もいる有機栽培喜連川社会復帰促進センター、受刑者のクラブ活動では、地域住民の方も講師をしています。男子では囲碁、

絵手紙、短歌・俳句などが、女子では押し花、華道、着付けマナーなどが、それぞれ実施されたり、民間事業者と連携しているネット販売実務・販売戦略では、美祢市の道の駅のストアサイトを作成し、道の駅で、同ストアサイトを実際に使用したり、地元自治体の特産品の魅力を引き出す広告ポスターを作成し、美祢市や地元の生産者などが、ポスター等として活用している美祢社会復帰促進センターがある。

言葉で語りあうプログラムを組んで、受刑者が相互に関わり合いを持ちながら更生していこうとの先進的取り組みを行っているのは、島根あさひだけ。

映画では、全国47施設4万人のうちTC（Therapeutic Communityセラピューティック＝コミュニティの略で、「回復共同体」）を利用できるのは40人しかいないが、これによって、利用すれば再犯率は半分以下になると示している。

但し、映画で見られるのは、傷害犯などであり、薬物依存者の再犯率は6割とも個性労働省は示していることから、ここで言う「再犯者」の大半は薬物依存者かもしれない。

2022年法務省矯正統計年表によれば、入所受刑者は1万4460人、うち再入所者は8180人とある。

TCは、心理や福祉の専門性を持った民間の支援員が中心となって行われる、「TCユニット」と名付けられたユニークな更生プログラム。

これは米国や欧州で1960年代以降に広がったプログラムで、コミュニティのメンバーが相互に影響を与えあい、新たな価値観や生き方を身につけることで、人間的な成長を促していくもの。

TCは3か月ターンで新メンバーとも入れ替わりつつ最長2年間、同じメンバーで共同生活をする。

島根あさひでは、薬物、詐欺や強盗、傷害致死といった犯罪で入所した受刑者たちが、他の受刑者や支援員との積極的な対話を繰り返しながら自らの犯罪の原因を探り、罪を犯した自分の「本当の姿」と向きあうことを避けてきた受刑者たちの心が少しずつ解きほぐし、「なぜ自分がここにいるのか」を自問自答し、見えるようになっていくことで一人の人間として再生していくことを目指している。

具体的な手法は様々だ。

「もう一人の自分との会話」では、自分を客観的にみるもう一つの椅子との間を
行き来し、他のメンバーが補助者となって、「どう思っているのか？」などと質問し、
自分を見つめる手助けをする。

映画では、「良く死にたい自分」との対話が行なわれていた。

「事件のロールプレイング」では、借金が返済できなくなり、叔父の家に強盗に
入り、全治2週間の怪我を負わせ、懲役5年の者による事件に対し、メンバーが被害
者、加害者家族、加害者の婚約者などとなって、加害者本人に問いかけていた。

これにより、メンバーは自分の事件では振り返れなかった被害者の気持ちが、考
えられるようになったと話していた。

だが、当事者にとってはキツイ言葉で攻められる場面もあり、フラッシュバック
などの苦しみの場面も映される。

島根あさひが対象としているのは、犯罪傾向の進んでいない受刑者である。

米同様、もっと重罪の人を対象としたら、語られる内容はすさまじいだろうし、
だからこそ処遇指標でいうところのB＝犯罪傾向の進んでいる者（再犯・累犯・反
社会的勢力。暴力団員及び暴力団関係者は年齢・犯罪歴に関わらず、再犯と同等の
「B」に分類される）やL＝執行刑期10年（2010年4月より8年から引き上げ）以上
の者（Long）に該当する刑務所においてもTCを導入すべきだし、それが可能となる
ような本当に安心して語れる空間を作らなければならない。

安心できる空間や信頼関係がないところで、いきなり本音をしゃべったら、自分
の弱みを握られるかもしれず、いじめのターゲットとなるやもしれぬからである。

民間の支援員は、出所後もメンバーを支えており、3か月ごとにお話し会やBBQな
どをして近況を話し合ったりもしている。

ここではまた道を外れそうなメンバーに対して、メンバー同士で叱咤激励するな
ど、再犯防止の努力の場が見られた。

映画では全受刑者の顔にモザイクがかけられている。

これは法務省がリスクを負いたくないとの事なかれ主義の具現化として、撮影条
件としているからだ。

受刑者本人の意向ではない。

表情がわからないと見ている人に40%ぐらいしか伝わらないし、受刑者が主体的に問われない。

監督は撮影まで何年もかけて法務省と闘い、「カットしろ」との要求もはねのけ、声だけはそのまま放映できた。

ライファーズでは、一人一人の同意書を得て、顔出しをしている。

表情がわからないのは、観客としても迫力に欠け、被写体の考えが分かりにくく見にくい。

出所後のメンバーは、当初顔を映されたくないとしたが、一人一人交渉を続け、「仕事上の都合で」とする一人を除く10人弱は、万引きをしたと話すメンバーも顔出しで、表情が読み取れ、メンバーの社会復帰や生きにくい社会に立ち向かう覚悟も伝わってくるようであった。

顔出しは、人として見てもらうために必要だと被写体もわかっている。

しかし、自分は良いとしても家族に迷惑がかかるのではないかと悩む。

本作も被写体に配慮して、オンライン上映はしていない。

被写体は構わないとしているが、ネット上でどんな使われ方をするかわからないからだ。

第2次覚せい剤乱用期は、第1次の後、昭和30年代には麻薬、30年代後半には睡眠薬、40年代からは少年を中心に有機溶剤などが乱用されたのち、1970年頃から再び始まった覚せい剤の乱用を、先の乱用期と区別するためにこう呼んだ。

第1次乱用期は、専ら国内で生産された覚せい剤（商品名ヒロポンが有名）が乱用され、戦後の混乱や貧困、社会的不安、薬害の認識不足などを背景として始まり、第2次乱用期は、高度経済成長期における享樂的な世相を背景に始まり、国外で生産された粉末又は結晶の覚せい剤が密輸され、これらは隠匿・運搬が容易であることから、暴力団が支配する複雑な流通経路を経て末端の乱用者に販売されていたとみられている。

第3次覚せい剤乱用期は、昭和60年代から次第に検挙者数が減少しているが1995年ごろから再び増加に嘆じたことからそう呼ばれる。

日本の国際化の進展を背景に末端の販売者に外国人が参入したこと、乱用方法が注射のほかに吸引などもみられるように多様化したこと、MDMA等の錠剤型合成麻薬

の乱用も見られ、これらの麻薬類の押収量が増加していることが特徴である。

金沢：

映画内でもそうであったが、家庭環境が複雑で犯罪を犯す人は多い。保護者が愛情をもって子どもを育てることは大事。

兵庫の刑務所は1200人規模のマンモス刑務所で、個人、5～8人の集合、何百人もの大規模な教誨を行っており、「罪人でもキリストから招かれている。あなたにも新しい人生が必ず与えられる」と伝えている。

監督：

再犯しないためには愛が必要。

受刑者は、恵まれた人には理解できない生い立ちを経ており、簡単には変われない。

圧力で矯正され、出所後もビクビクして過ごすことは間違っている。

社会も生の受刑者・出所者と対話して、日常レベルで白い目で見ることを変えねばならない。

そのためにもTCは有効で、メンバーは「良い人間関係をつくる方法を学んだ」と言っている。

金沢牧師からのQ. どうやって自分が教誨に行っているような他の刑務所でもTCを導入すればよいか？

監督：

法務省がやる気になればできる。

当事者性を持った人が「自分がどうやって関わってきたか」を対等に語り合う環境をどう作るか。

若者は年長者とはジェネレーションギャップがある。

若者のカルチャーを持った人が固い雰囲気や気持ちを打ち解けさせる。

TCのようなプログラムがシャバにもないのかと、映画を見た人によく問われる。

映画を見た受刑者らは、「たったこれだけしか知らせてないのか」と言うが、シャ

バで見た一般の人たちは感動していてギャップが激しい。

市民は刑務所の中を知らされておらず、これをどう知らせていくか。

今、少年院を撮影しているが、制約を超えて関係性をつくっていけるか実験中です。

金沢：

出所した人たちと聖書研究をやっていて、先日メンバーの刑務所歴を足したら、185年だった。

過去を改めてやり直す人も、繰り返す人もオーラが出ていてわかる。

司法が反民主主義で、秘密主義である結果、社会では、死刑の方法を「電気椅子」と答える人もいる。

法定に社会の風を持ち込むためにはじめられた裁判員裁判だが、裁判の長期化もあり、7割弱が呼び出されても拒否している。

市役所職員に訊いても、裁判所に行ったこともない人が殆どでは、一生裁判者の中を見ることもないのが、社会の常識なのだろう。

私は司法や行刑施設について、一般の人たちよりも知っている方である。

それは映像や資料などをむさぼり、出所者や刑務官、司法職員らにも訪ねる機会を得てきたからである。

そんな機会をあえて多くの人にとるだろうか？

死刑をはじめとして、司法の闇に社会の多くの目が向けられなければ、いつまでも自分とは違う世界の話なのだろうが、それが冤罪を生むのだとも指摘しておく。

前述した「ライファーズ」も是非見たい。

顕著な人権擁護の取り組みを大阪弁護士会が表彰する第23回人権賞授賞式では、大阪市北区のNPO法人「アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」が受賞。

同日付朝日新聞記事によると、

代表理事の御輿（おごし）久美子さんは1976年から、奈良県立医大で助手として

働いていたが、教授に研究を妨害され、98年に教授と県に損害賠償を求めて提訴。

県に賠償を命じる判決が確定したが、同様の被害は全戸校各地で頻発しており、「気持ちは晴れなかった」。

そして2001年、同じ経験をした仲間らとNPOを立ち上げ、被害者から相談を受け、勤務先の大学側に改善を求める要望書を出すことを重ねる。

翌02年、全国の状況を把握しようと、大学や大学職員らにアンケートを行うと、回答があった114大学のうち28大学がアカハラの存在を認めた。

職員931人からは「教授に論文を破り捨てられた」「休暇を求めると、教授が怒って自宅に電話をかけてきた」「子育てしながら研究はできない。月給泥棒だと言われた」「出張中に勝手に机を片付けられた」などの悲痛な声が寄せられた。

以後、啓発用のDVDを計8本制作し、被害を再現した映像を通して、大学側がとるべき対策も紹介。

国立大を中心に販売先も広がり、講演も年間20～30件引き受ける。

ようやく大学側がアカハラに関心を持ち、社会の変化を感じるとのこと。

大阪弁護士会は受賞理由について、NPOの取り組みで、多くの大学に相談窓口が設置されるなどの成果があったことを挙げた。

NPOは10人ほどの態勢で、今後は教育機関内でアカハラ対策を主導できる人材育成にも注力するという。

いまも年間に寄せられる相談は300件を超え、被害者の中には目指す道をあきらめ、自殺した人もいた。

近年はLGBTQへの差別やセクハラのほか、出産や育児をきっかけに不利益な取り扱いを受ける「マタハラ」など相談内容が多様化しているという

とのこと。

他の受賞候補2団体は、障がい当事者と支援者が協働して教材の開発、研修、研究などに取り組む「エイブル・パフォーマンス集団『ガラ（柄）』」、1996年から釜ヶ崎で路上生活をされているホームレス状態の方や失業をされている方に対し、カレーライスの炊き出し（これまで届けてきたカレーの数は、20万食以上）と寄付物品の配布を行っている

「炊き出し 志絆会」。

主催側として旧知の弁護士などとも多数挨拶を交わし、遅々として進まない民主主義に対し、『民主主義が一度もなかった国・日本（幻冬舎新書） 宮台真司、福山哲郎（著）や『日本の虚妄―戦後民主主義批判』大熊信行（著）といった署名を思い出しつつ、会場を後にした。

2. 名張毒ぶどう酒事件大阪支援する会

この事件は、1961年3月28日の夜に三重県名張市葛尾（くずお）地区の公民館で発生した大量殺人事件で、「第二の帝銀事件」として世間から騒がれた。

名張市の実質飛地と隣接する奈良県山辺郡山添村にまたがる集落の懇親会酒席で振る舞われたワイン（ぶどう酒）に毒物（農薬・ニッカリンT）が混入され、そのワインを飲んだ女性17人が中毒症状を起こして5人が死亡したものの。

被疑者・被告人として逮捕・起訴された奥西勝（事件当時35歳）は一審の津地裁では無罪となるも、二審の名古屋高裁より最高裁に至るも死刑となり、判決が確定したが、冤罪を訴えて生前9度にわたる再審請求を起こし、死刑確定から43年間にわたり死刑執行が見送られ続けた一方で、再審請求も認められることなく、八王子医療刑務所で死亡した（89歳没）。

1審無罪で、後に死刑判決が確定しているのは、本件のみであり、日本弁護士連合会としては是が非でも再審無罪を勝ち取りたい事件。

第一審の津地裁は、①奥西氏以外の者にも犯行機会がある、②ぶどう酒の王冠上の傷痕は奥西氏の歯牙によって印象されたか不明である、③奥西氏の捜査段階の自白は信用できない、として、1964年12月23日に無罪判決を言い渡しているが、①について真犯人はその夫の浮気などが原因で悩んだ末の道連れ自殺ではないかとの話もあり、その夫も事件の後自死している。

共に遺書に事件について書かれておらず（夫は妻が犯行に及んだことを知っていたはずだとの説もある）、最後に真相について知っていることを書き残してくれていればと悔やむ人も少なくない。

私は以前、神山啓史弁護士の話が司法修習生と共に聞いたことがある。

大半が弁護士になるであろう聴衆を前に、司法研修所刑事弁護教官でもあった神山氏は、弁護士法第一条にある「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」を説いた。

そのために、冤罪事件の一つ取り組みなさいと。

彼自身は刑事裁判以外をやったことがなく、名張事件ではキングファイル50冊を読み込んでからがスタートだとした上で、ここまでやる必要はないとしても、東電OL殺人事件や足利事件などの冤罪事件の弁護人を多く務めてきた自慢話をするのではなく、淡々と冤罪事件に取り組みとエールを送っていた。

事件の略年表

1961年3月28日 事件発生

三重県名張市葛尾76番地の薦原地区公民館葛尾分館で、地区の農村生活改善クラブ（現「生活研究グループ」）「三奈の会」の総会が行われ、男性12人と女性20人が出席した。

この席で男性には清酒、女性にはぶどう酒が出されたが、ぶどう酒を飲んだ女性17人が急性中毒の症状を訴え、5人が亡くなった。

捜査当局は、清酒を出された男性とぶどう酒を飲まなかった女性3人に中毒症状が見られなかったことから、女性が飲んだぶどう酒に原因があるとして調査した結果、ぶどう酒に農薬が混入されていることが判明した。

その後、重要参考人として「三奈の会」会員の男性3人を聴取する。

3人のうち、1人の妻と愛人がともに被害者だったことから、捜査当局は、「三角関係を一気に解消しようとした」ことが犯行の動機とみて、奥西さんを追及。

4月2日の時点では自身の妻の犯行説を主張していたが、4月3日には農薬混入を自白したとして、三重県警察に逮捕された。

逮捕直前、奥西さんは名張警察署で記者会見に応じた。

しかし、逮捕後の取り調べ中から犯行否認に転じる。

6月16日 津地方裁判所で初公判が開かれたが、奥西さんは起訴状の公訴事実のうち、三角関係や農薬購入、会場へのぶどう酒運搬などの事実は認めたものの、犯行は全面的に否認した。

それ以来、検察側・被告人側とも「動機」「毒物投入の機会の有無」について争うこととなる。

1964年12月23日 第一審の判決公判が開かれ、津地裁（小川潤裁判長）は検察側の死刑求刑を退け、奥西さんに無罪判決を言い渡した。

津地裁は判決理由で、自白の任意性を否定しなかったが、目撃証言から導き出される犯行時刻や、証拠とされるぶどう酒の王冠の状況などと奥西の自白との間に矛盾を認め、検察官が挙げた物的証拠・状況証拠をほぼ全面的に退けた上で、証拠不十分を理由に奥西さんを無罪とした。

閉廷後、奥西さんは拘置先の三重刑務所から釈放された。

津地方検察庁はこの判決を不服として、名古屋高等裁判所に控訴。

釈放後、奥西さんは息子とともに三重県四日市市に居住し、ガソリンスタンドの店員として働いていた。

1965年11月20日 控訴審開始。

1969年（昭和43年）9月10日 10時から名古屋高裁刑事第1部（上田孝造裁判長、斎藤寿・藤本忠雄両陪席裁判官）で15回の公判を経た控訴審判決公判が開かれ、同高裁は目撃証言の変遷もあって犯行可能な時間の有無が争われたことについて、時間はあったと判断、王冠に残った歯形の鑑定結果も十分に信頼できるとした（弁護側鑑定人の日本大学歯学部助教授は、王冠に残った痕跡から犯人の歯型を確定するのは不可能である、とした）ことをもって、第一審の無罪判決を破棄自判し、奥西さんに逆転死刑判決を言い渡した。

このころ以前から、日本では死刑判決を言い渡す際は主文を後回しにして判決文を判決理由から読み上げる慣例があったが、上田裁判長は死刑判決の主文を冒頭で宣告した。

奥西さんは閉廷後の同日10時45分、名古屋拘置所に収監され、判決を不服として最高裁判所に上告した。

1972年6月15日 最高裁第一小法廷（岩田誠裁判長）は名古屋高裁の原判決に対する奥西の上告を棄却する判決を言い渡した。

7月4日 判決訂正申立も同小法廷が出した決定〔事件番号：昭和47年(み)第8号〕によって棄却。

7月5日 奥西さんの死刑が確定。

この判決が言い渡された際、地元の葛尾集落（名張市葛尾の16戸および、隣接する奈良県山辺郡山添村葛尾の7戸）では歓喜の声が沸き、「異様な喜び」と報じられた。

最高裁によれば、有罪か無罪かの事実認定をめぐって一・二審の判断が相反し、第一審の無罪判決が控訴審で破棄されて逆転死刑判決が言い渡され、それが確定した事件は、戦後に現行の刑事訴訟制度が発足して以来初めてだった。

1974年、1975年、1976年、1977年、1988年と5次にわたる再審請求はすべて棄却された。

1980年9月 請求審で初の現場検証

1986年6月 請求審で初の証人尋問が行われた。

1988年12月14日 名古屋高裁刑事第1部（山本卓裁判長）が第6次再審請求を棄却。

同年 奥西さんの母親が死去。

息子・勝の無実を信じつつ獄中へ励ましの手紙を送り続けていた。

2002年4月10日 弁護団が名古屋高裁へ第7次再審請求。

弁護団、支援者は「今回は再審請求がなされ、奥西さんの無罪が証明される」と思っていたと、後に語った。

2005年2月、毒の特定で弁護側鑑定人を証人尋問。

4月5日 名古屋高裁（第1刑事部・小出罇一裁判長）は再審開始を決定。

同時に死刑執行停止の仮処分が命じられた。

王冠を傷つけずに開栓する方法が見つかったこと、自白で白ワインに混入したとされる農薬（ニッカリンT、有機リン系の殺虫剤、TEPP（テップ）剤の一種）が赤い液体だと判明したこと、残ったワインの成分からしても農薬の種類が自白と矛盾すること、前回の歯形の鑑定にミスが見つかったことなどが新規性のある証拠だと認めた。

なお、小出鎔一は2006年2月に依願退官した。

4月8日 検察側はニッカリンTは析出されていた白い液体の物が回収されずに、事件当時は白い液体と赤い液体と混合して流通していたことなどの異議申立を、名古屋高裁第2刑事部に行った。

2006年9月 毒の特定について、名古屋高裁は弁護側鑑定人を証人尋問した。

12月26日 名古屋高裁（第2刑事部・門野博裁判長）は、再審開始決定を取り消す決定をした（死刑執行停止も取り消し）。

この間、奥西さんは4死刑冤罪事件（免田、財田川、島田、松山）、袴田事件と異なり釈放されていない。

2010年 奥西さんの長男が癌のために死去。

「父親が無実を勝ち取ったら一緒に暮らしたい」と願っていた長男は「自分が死んだ知らせは父にはまだ知らせるな。無罪が確定して釈放されたときに知らせてくれ」と遺言していた。

2012年6月 奥西さんが肺炎を患い体調が悪化、名古屋拘置所から八王子医療刑務所に移送され、人工呼吸器を装着して、寝たきりの状態になる。

2013年10月16日 最高裁判所第一小法廷（桜井龍子裁判長）は名古屋高等裁判所の再審取り消し決定を支持し、第7次再審請求にかかる特別抗告について棄却する決定を下した。

2013年11月5日 第8次再審請求を申立

2014年4月19日 奥西さんが日本で生きている死刑囚で日本最高齢となる。

2015年1月8日 第8次再審請求異議審において、同高裁刑事2部も同1部の決定を支持、検察側、弁護側との三者協議を一度も開かずに審理を終え再審請求を却下。

14日 弁護団、特別抗告申立

5月15日 弁護団、「奥西さんの病状を考え、新証拠を早期に裁判所で審理させる必要があると判断した」と説明し、特別抗告取り下げ。

第9次再審請求申立

10月4日 午後0時19分、かねて患っていた肺炎のため、八王子医療刑務所で奥西さん死亡（89歳没）。

10月15日 名古屋高裁は、第9次再審請求審の終了を決定。

11月6日、奥西さんの遺志を引き継いだ妹の岡美代子さんが新たな再審請求人として、第10次再審請求の申立て。

2017年12月8日 名古屋高裁は再審請求を棄却。

2021年3月28日 事件発生より60年

2022年3月3日 名古屋高裁（第2刑事部・鹿野伸二裁判長）は弁護団の異議申立てを退け、再審請求を認めない決定をした。

2023年10月4日 最高裁で「人間の鎖」行動

12月22日 岡さんによるビデオレターが撮影され、最高裁へ送られる（弁護団はあと1年程度かかるのではないかと思われた審理だったが、その直後の判決は、最高裁が請求人の意見を聞いたので終結してもよいとの判断であったとも推測される）。

2024年1月29日 最高裁が特別抗告を棄却し、特別抗告棄却判確定。

行政法を専門とする法学者である宇賀克也裁判官が再審を開始すべきと意見を述べ、一連の再審請求で初めて最高裁で反対意見がついた。

宇賀克也判事は、葡萄酒が入っていた一升瓶の栓を封緘した紙の鑑定に、「のりが別途塗布された可能性が極めて高い」として信用性を認めている。

これは「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則も用いつつ、確定判決に合理的な疑いが生じており、この鉄則は再審制度でも適用されるとした「白鳥決定」を重視している。

1975年5月20日の白鳥決定、同論旨の1976年10月12日の財田川決定は、刑訴法435条6号について、

・「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる盡然性のある証拠をいう。

・「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとすれば、はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである。

・「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される。

としている。

そもそも一審は「無罪」であり、2005年の第7次再審請求では再審開始が決定され、刑の執行も停止されているが、釈放もされないまま後に取り消された経緯がある。

このように状況証拠と自白調書程度しか証拠がない本件では、犯人かどうか当初から疑わしかったと考えられ、そこから導かれる誤判は決して許されず、死刑の選択にはより慎重を期さねばならないのは当然である。

死刑は生命を奪う特別な刑罰であるゆえに、米国の死刑制度が残る州では陪審員の全員一致という特別な手続きが求められる（そもそも自白調書は公判で証拠採用されない）。

本来、日本でもそのような特別な手続きが立法で用意されるべきであり、宇賀意見だけでも、現行法の運用でも再審開始とすべき十分な理由と考えるし、これまで

の再審請求でも最高裁判所判例違反、憲法に違反する審理不尽及び正義に反する重大な事実の誤認があり、いずれも取り消さねばならない点を弁護団は指摘し続けているにもかかわらず、「憲法違反・判例違反はない」と裁判所は繰り返すのみで、なんらの根拠及び説明もないのは、白鳥・財田川決定にも反する。

岡さんは今年95歳を迎えることから、弁護団は、別の再審請求者を探す（または願います）努力が別途課せられている。

会が行われていた時間と重なる14：15～15：30まで、これまで何度も事件を取り上げ、映画としても上映している東海TVによる「いもうとの時間 名張毒ぶどう酒事件・裁判の記録」が放送されていた。

ドキュメンタリーは8作目で、映画とは、2013年の「約束 名張毒ぶどう酒事件死刑囚の生涯」と言うドラマを指し、奥西元死刑さんを演じたことがある俳優の仲代達矢さんが、今回、ナレーターをしていた。

東海TVはこれまでも「ヤクザと憲法」、「死刑弁護人」、「さよならテレビ」など優れたドキュメンタリーを放映しており、映画となった作品が何本もある。

私も作品を映画館を含めて何作も見ている。

会では、袴田事件、日野町事件などの現在の状況が知らされたが、日野町事件では再審請求人が4人、最高裁に足を運んでも調査人は弁護団とも会わない塩対応であったと報告されていた。

名張事件は、ずば抜けて長期間の支える活動が行われとり、松川事件では差し戻し後の仙台高裁控訴審の門田実裁判長に対し100万人署名を行い、外国からの要請もあり、「これに応える判決文を書かねば」（「松川裁判の思い出」からの引用と想像する）と取り組ませ、1961年全員無罪の判決（1963年最高裁で確定）を出していることを例示して、もう一まわり大きな運動が必要だと福井公二会長より挨拶があった。

私は現地に行っていないので、現地調査のスタディーツアー開催を要望すると、福井会長は「コロナもあり、報告をしていた公民館を使わせてもらえなく

なって5年間ほどやっていないが、新しい支援者を増やすためにもやりたい」と、話した。

これまでも様々な事件の現場を回っているが、現地調査があれば、是非とも参加したい。

脇田吉隆・神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授による講演

(1) 再審請求の申立は裁判ではないので、公開法廷で審理されない。

裁判ではなく、裁判を行うかの前審査なので公開しない。

無罪を訴えている人の声が、どれだけ裁判所に届いているか疑問がある。

3者協議（裁判官、検事、弁護士）は高裁までであり、請求人や弁護士の意見が他2者に通りにくく、審理不十分を招く可能性が高く、結果的に棄却に向かう。

そうなれば即日死刑が執行されてしまうことも考えねばならないので、すぐに再審請求ができるよう準備もしなければならない。

(2) 岡美代子さんの後の再審請求人について

三鷹事件では、子どもが承継している。

菊池事件では、請求人は表に出てこない。

また、支援する人たちによる国民的請求も行っている。

このような例もあるので、それを踏まえて探す（お願いする）。

(3) 弁護団への証拠開示をもっと求めていかねばならない。

検察は無罪への道につながりかねない、検察にとって不利な証拠は隠す。

日野町事件では、証拠はロッカー1台分あると言われているため、名張事件では村民への聞き取りや証言などを含め、もっとあると推測できる。

(4) 裁判官は、再審事件を審査できるほど学んでいるのか？

司法修習でも冤罪の授業や人権の授業はない。

『気概 万人のために万人に抗す（ERCJ選書）』で、小田中聰樹は、「裁

判官が再審を分かっていると思って臨むべきではなくて、最新は何のためにあるかというところから裁判官に説明しなければならない」と指摘している。

再審請求や国家賠償請求を行っている事件は、まだまだ沢山ある。

TVでも冤罪事件は数々取り上げられており、4月には、2022年にNHKのBS1スペシャルで放送された3部作のドキュメンタリー番組「正義の行方～飯塚事件30年後の迷宮～」が、「正義の行方」のタイトルで映画化され、公開される。

1992年に福岡・飯塚市で2人の女兒が殺害された飯塚事件では、足利事件で信用に足らないとして無罪になったのと同じDNA型鑑定を決め手として犯人とされた久間三千年さんは、2008年に死刑を執行されている。